

議案第 88 号

調布市税賦課徴収条例及び調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

多機能端末機による証明書の交付手数料の特例を定めるため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例及び調布市手数料条例の一部を改正する条例

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 調布市税賦課徴収条例(昭和30年調布市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(多機能端末機による納税証明書の交付手数料の特例)

第26条 令和7年3月1日から令和8年4月30日までの間、多機能端末機(調布市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で納税証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)による交付の場合における第18条の4の規定の適用については、同条中「200」とあるのは「100」とする。

(調布市手数料条例の一部改正)

第2条 調布市手数料条例(昭和30年調布市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 令和7年3月1日から令和8年4月30日までの間、多機能端末機(調布市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)による交付の場合における別表第3 1の項、6の項、16の項及び18の4の項の規定の適用については、同表1の項中「200」とあるのは「100」と、同表6の項中「450」とあるのは「100」と、同表16の項及び18の4の項中「200」とあるのは「100」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。